

第9節 津波災害対策

〔総務課〕

災害対策の検討に当たっては

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定避難所・津波避難ビルや避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

1. 海岸保全施設等の整備

津波による災害を防止し、または最小限に止めるため、国、県の協力を得て海岸堤防・防潮堤、防波堤、防潮水門・海岸防災林等の海岸保全施設の整備を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性の確保を図る。また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ、対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。さらに、津波に関する統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置や、周囲に高台等がない地域では津波避難ビル等の整備・指定を推進する。

2. 津波防護施設

発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に侵入する場合に、浸水拡大を防止するための施設を、既存の道路、鉄道等に小規模盛土や閘門を設置するなどの方法で、効率的に整備し、一体的に管理する。

3. 津波防災の観点からのまちづくりの推進

(1) 津波に強いまちづくり

津波による被害のおそれのある地域における土地利用について、土地利用の状況、将来の発展性、住民生活の利便性を十分考慮し、高地移転など津波による被害をできるだけ少なくするよう計画的に誘導する。津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

また、施設を整備する場合、その配置及び構造について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれがある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の可能性の低い場所への誘導について配慮する。

なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 公共施設等及び交通基盤施設等の整備

津波による被害のおそれのある地域において公共・公用施設を整備する場合、避難・救援の拠点として、また、道路・鉄道等の交通施設を整備する場合は、避難路、救援路としての機能に配慮する。

(3) 建築物等の安全確保

水産関連施設を整備する者及び越流等により浸水のおそれがある臨海部に建築をする者は、施設や建築物の耐浪化に努める。

(4) 海岸防災林の保全

海岸防災林の保存、維持に努める。

4. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

(2) 避難指示等の発令基準の明確化

地域の特性を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。

(3) 通報・通信手段の確保

様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報等伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、広報車等の多様な手段を確保する。

(4) 伝達協力体制の確保

漁業協同組合、海水浴場の管理者及び自主防災組織の責任者とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

(5) 津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等を迅速かつ確実にを行うため、原則として毎年1回、伝達等訓練を企画し、防災関係機関の参加のもとに実施する。

5. 津波監視体制等の確立

(1) 国、県とともに、沖合を含むより多くの地点における津波観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表する。

(2) 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くことなどを防止するため、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システムの整備を図る。

(3) 過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から津波による被害が想定される地域を設定する。

(4) 津波警報等が発表されたときはもとより、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の来襲に備え、直ちに海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて海面監視を開始するよう監視人、監視場所を定めるとともに、漁業協同組合、海水浴場の管理者等の協力を得て、海面監視情報の通報、伝達体制を確立する。

6. 津波警戒の周知徹底

防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる手段・機会を利用し、住民等に対し津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。

特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

(1) 一般住民、観光客、海水浴客、釣り客等

ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ. 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、広報車などを通じて入手する。

ウ. 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。

エ. 津波注意報でも、海岸保全施設の海側には入らない。

オ. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。

(2) 船 舶

ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外へ（水深の深い、広い海域。以下地震・津波災害対策編において同じ）退避する。

イ. 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

ウ. 地震を感じなくても、津波警報等、注意報が発表されたときは、すぐ港外退避する。

エ. 港外退避できない小形船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ. 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めず、上記ア～エの措置をとる。

カ. 港外退避や小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

7. 津波避難計画の策定

次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。

(1) 津波浸水等予測図

(2) 津波避難対象地域の指定等

(3) 初動体制（職員の参集等）の整備

(4) 津波警報等、津波情報等の収集・伝達方法等の整備

(5) 避難勧告・指示の発令時期及び発令基準

(6) 津波防災対策の啓発・教育

(7) 津波避難訓練

(8) その他津波避難対策のための措置

第15節 要配慮者等安全確保対策

[健康福祉課]

地震・津波災害に備えて、地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦、母子世帯等のいわゆる要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、避難行動要支援者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行う。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 要配慮者関連施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者関連施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

2. 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他要配慮者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿を作成する。

- (2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所または居住
- オ. 電話番号その他の連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする理由
- キ. その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

- (3) (1)の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

- ア. 名簿に登載する者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳1級・2級・3級を所持する者
- ③ 愛護手帳（療育手帳）Aを所持する者
- ④ 精神保健福祉手帳1級・2級を所持する者
- ⑤ 要介護3～5の認定を受けている者
- ⑥ その他、避難行動に支援が必要と認められる者

- イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

健康福祉課

- ウ. 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

氏名、生年月日：戸籍

性別、住所または居住、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由

：町職員による訪問調査

- エ. 名簿は1年ごとに更新する。ただし、死亡等の明確な情報に係る更新は随時行う。

- (4) (1)の名簿を作成するにあたっては、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求められることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を消防本部、警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、町長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

- (5) 町は、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。

- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の程度に応じた防災知識の普及に努める。

- (7) 町等防災関係機関は、災害時の要配慮者の避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施する。

3. 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 町等防災関係機関及び要配慮者関連施設管理者は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制を整備しておく。

- (2) 町等防災関係機関は、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
 - (3) 町等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
4. 応急仮設住宅供給における配慮
町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
 5. 連絡体制等の整備
要配慮者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における地震・津波情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
また、要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用に努める。
 6. 防災訓練における要配慮者への配慮
防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。